

第13回 建設職人基本法超党派国会議員フォローアップ推進会議

< 基本法見直しに関する決定事項 >

建設職人基本法が全会一致の超党派議員立法として成立し、同法に基づき基本計画が平成29年(2017年)6月に閣議決定されてから、令和4年(2022年)6月に5年を迎えることとなる。

本法の在り方に国政上の責任を有する当会議としては、法第8条に基づき基本計画の見直しを図る時期が到来したと判断し、下記のとおり見直し方向について決定し、政府に対し速やか、かつ、適切に対処されるよう申し入れる。

記

決議事項

<決議事項1>

現行基本計画において「実施する」、「実効ある対策を講じる」など、具体策の実施が確定していながら現時点まで何ら具現化がなされていない次の事項については、今回の基本計画見直しにおいて明確な実施策を打ち出し、速やかに実行に移すこととする。

- ① 安全衛生経費については、適切かつ明確な積算がなされ下請負人にまで確実に支払われるような実効性ある施策を検討し、実施すること(第2-1-(1))
- ② 「より安全な措置」等(手すり先行足場、専門性の高い足場安全点検等)の一層の普及のため、実効性のある対策を講じること(第3-2-(1))
〈付帯決議 六〉建設工事の現場の安全を確保し、災害を防止するためには、不断の点検が重要となるため、十分な知識・経験を有する者による点検の促進を図ること。
- ③ 墜落・転落災害防止対策の充実強化について調査・検討を行った上で速やかに実効性のある対策を講じること(第3-2-(2))

本法第1条には「公共工事のみならず全ての建設工事について建設工事従事者の安全及び健康の確保を図ることが等しく重要である」とされているにも係わらず、①から③は、既に20年近く前から公共直轄工事で制度化されており、義務化されていない民間工事との間に安全上の官民格差が生じている。

また、公共工事では足場費用は積算基準で明確に打ち出され制度化と一体的に取り扱われ成果を挙げており、費用面でも官民格差がある。

<決議事項 2>

については、上記①から③の事項については相互に関係があるので整合性を図り、安全対策と安全衛生経費の確保が一体化でセットされ実施されるようすること。

<決議事項 3>

当会議は、現行基本計画策定後生じた状況変化に対応するために、新たに盛り込むべき又は修正すべき事項を中心に今回アンケート調査を実施し、建設職人をはじめ現場で働く生の声を吸い上げるものとする。

なお、次回の当会議では、今回のアンケート調査結果を反映させ基本計画に追加する事項等について決定する。

以上、決議する。